

第 2 3 期第 2 回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 7 年 5 月 1 3 日（火） 1 4 : 0 0 ～

2 場 所 豊前海水産会館
(京都郡苅田町磯浜町 1 - 2 - 6 TEL 093-434-1704)

3 議 題

(1) 豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について
(諮問)

資料 1

(2) 第 4 9 回および第 5 0 回瀬戸内海広域漁業調整委員会について (報告)

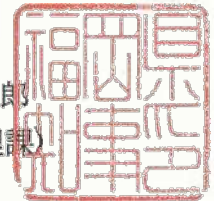
資料 2 資料 3

(3) その他

7 漁管第376号
令和7年5月7日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会 長 江 口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等の公示について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」とい
う。)第58条において読み替えて準用する同法第42条(以下「第42条」と
いう。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下
「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の
内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第
3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡県豊前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第二種なまここぎ網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	11月16日から翌年3月15日まで	総トン数2トン以下：48kW（調整15馬力）以下 総トン数5トン未満：10kW（調整7馬力）以下	5トン未満	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者 同一世帯に他種の小型機船底びき網漁業の許可を受有する者がいない者
さし網漁業	まながつお流しさし網漁業	福岡県豊前海海面	5月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
固定式さし網漁業	一重建網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
固定式さし網漁業	三重建網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	-	-	2	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
かご漁業	かにかご漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	-	-	2	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月14日から令和7年6月4日まで

第49回 瀬戸内海広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和7年3月4日（火） 14時から

場 所：神戸市中央区海岸通29番地

神戸地方合同庁舎1階 第4共用会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (2) サワラに関する委員会指示について
- (3) その他
 - ① T A C資源拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和7年度資源管理関係予算について
 - ③ その他

4 閉会

クロマグロ遊漁の課題への対応

令和7年2月
水産庁

I これまでのくろまぐろ遊漁専門部会での議論

1. それぞれの広域漁業調整委員会の下に、「太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」を設置し、令和6年12月12日に同専門部会の合同会議を開催。合同会議の委員は以下の8名。

氏名	現職
田中 栄次（議長）	東京海洋大学 名誉教授
柏瀬 巖（副議長）	公益財団法人 日本釣振興会 常任理事
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会 委員
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会 副会長
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事長
菅原 美徳	一般社団法人 全日本釣り団体協議会 副会長
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	特定非営利活動法人 ジャパンゲームフィッシュ協会 評議員

2. 合同会議を3回開催（R6.12.12, R7.1.17, R7.2.12）。
クロマグロ遊漁の現状と課題、現行の広域漁業調整委員会指示に基づく規制の見直しのほか、届出制の導入やキャッチアンドリリースなど幅広い事項について議論。

Ⅱ 議論の結果、専門部会委員の意見が一致した内容

(1) 現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直し

		令和6年度（現行）	令和7年度（見直し）
採捕上限の設定		複数月での設定が存在	毎月均等に設定
大型魚のバッグリミット （保有制限）		1人1日1尾	1人毎月1尾
採捕報告の期限		陸揚げ後から3日以内	陸揚げ後から1日（翌日）以内
採捕報告 の内容	採捕者情報	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
	採捕したくろまぐろ（大型魚）の情報	• 重量、尾数	• 重量、尾数
		• 陸揚げ日 • 採捕した海域	• 尾さ長が確認できる写真 • 計量方法（はかり、目測など） • 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ） • 陸揚げ日 • 採捕した海域 • 陸揚げ場所
		船舶情報	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県 （遊漁船以外を利用した場合）
虚偽報告抑止策			• 二重認証システム（電話番号認証）の導入 • 本人確認書類の提出
委員会指示の有効期間		1年間（R6.4.1～R7.3.31）	2年間（R7.4.1～R9.3.31）

(2) 新規の管理措置について

◎現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下を内容とする委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入する。
なお、内容については、今後の議論で変更する可能性がある。

届出対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の船舶を運航する者 ※自ら遊漁船以外の船舶を運航してクロマグロを採捕しようとする者も含む
届出内容	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス - 使用予定船舶（任意） - 出入港予定場所（任意）	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス - 船名 - 遊漁船登録番号（遊漁船の場合） - 船舶番号（遊漁船以外の船舶の場合） - 出入港予定場所
受付期間	採捕しようとする日の1営業日前まで	令和〇年△月□日から令和8年▲月■日まで
届出回数	委員会指示の有効期間中に1回	受付期間中に1回
届出方法	電子フォーマット・メール・アプリ／システム（開発中）	
未届出者への対応	- 届出を行っていない者はクロマグロの採捕をしてはならない。 - クロマグロを意図せずに採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。	届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならない。

◎ 採捕が禁止された後のC&Rの可否については、委員の間で意見が分かれた。

（主な意見）

- ・ C&Rが認められれば釣り人の不満は解消される。一方で、持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要。
- ・ 採捕期間中、一定数量に達した段階でC&Rに切り替える方法を併用できれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになる。
- ・ 漁業者は採捕停止命令が出たら、定置網漁業はクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟の上で網を開放して放流し、漁船漁業は漁場を移動して操業しないようにしており、これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のC&Rには反対。
- ・ 日本においては、C&Rによる死亡が資源に与える影響についての科学的根拠がない。
- ・ クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるので、導入にあたっては慎重に議論すべき。
- ・ それぞれの地域で漁業者は操業禁止期間などルールを決めているが、それを無視して遊漁をする者が特にPBに見られ、漁業者が憤っている。それぞれ地域の漁業者と遊漁者がお互いにリスペクトし、話し合っていくことが大事。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号（案）の概要

1. 委員会指示第 48 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人毎月 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

ウ 遊漁者は、イの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) くろまぐろ（大型魚）の採捕の報告

ア 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、以下の内容を陸揚げした日から 1 日以内に委員会に報告。

① 採捕者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

② 採捕した大型魚の尾数、重量（計量方法を含む）

③ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

④ 採捕した大型魚の陸揚げ日及び陸揚げ場所

⑤ 大型魚を採捕した海域

⑥ （遊漁船を利用した場合）船名、登録都道府県、遊漁船登録番号

⑦ （遊漁船以外の船舶を利用した場合）船舶番号又は船舶検査済票の番号

イ 報告を行うに当たっては、以下の書類等を併せて提出。

① 採捕した大型魚の尾さ長が確認できる写真

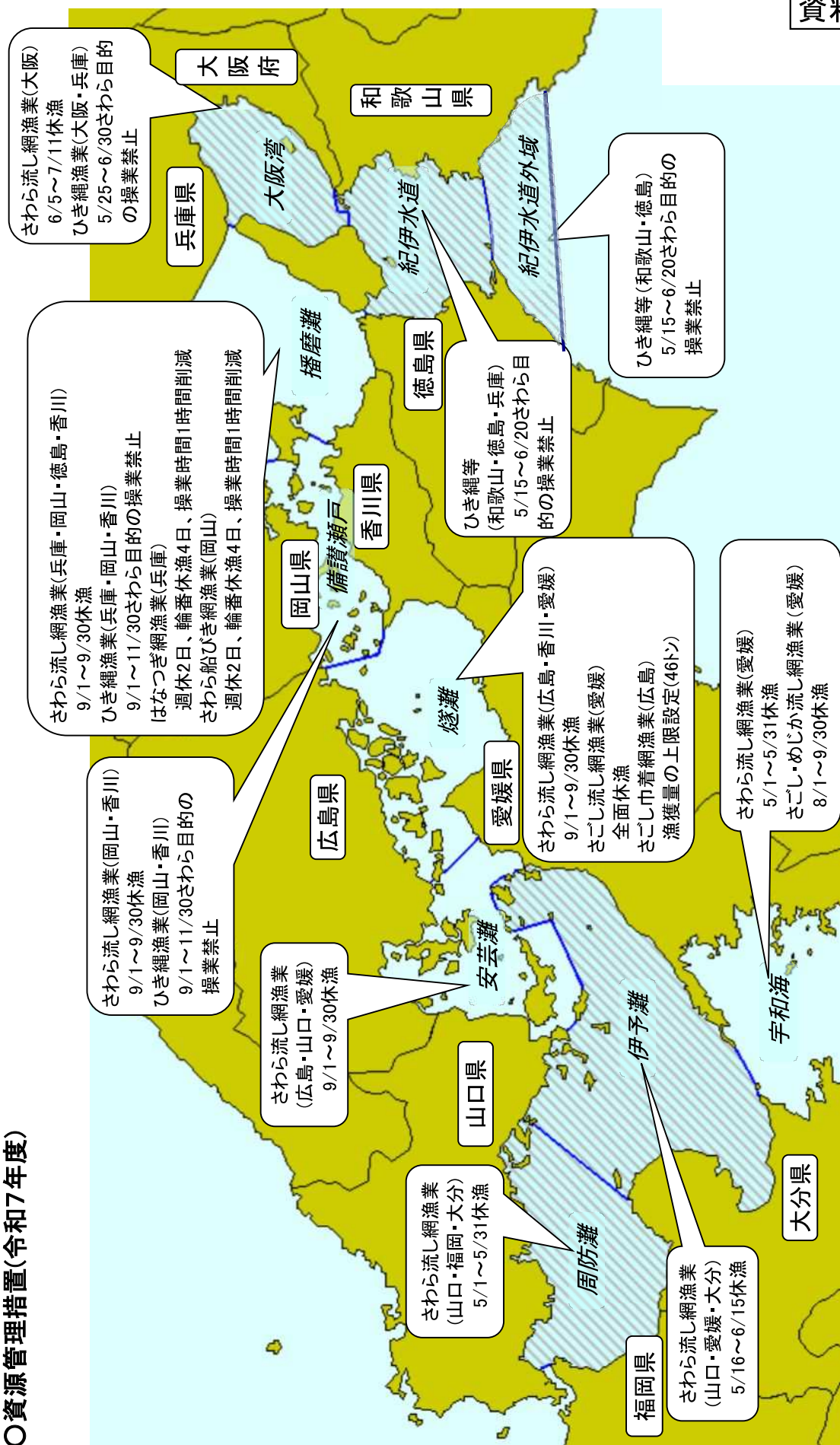
② 採捕した者の運転免許証等の本人確認書類の写し

※ 虚偽報告防止策として二重認証システム（電話番号認証）を導入。

(4) 指示の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

○資源管理措置(令和7年度)



※ 斜線部分は、春漁を規制
 ※ さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

さわら広域資源管理に係る委員会指示（案）について

1. 委員会指示の発出について

- （１）広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- （２）現行の委員会指示第 46 号の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和 7 年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

2. 委員会指示第 49 号（案）の概要

- （１）現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- （２）なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週 2 日の定期休漁と輪番による 4 日間（5 月に 3 日間、6 月以降に 1 日間）の休漁」とし、許可船舶ごとに休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 四十九号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 四 小鳴門水道東口小鳴門橋
大阪湾	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境

	界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
播磨灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三 小鳴門水道東口小鳴門橋 四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線
備讃瀬戸	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線
燧灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
安芸灘	次に掲げる海域一及び二を合わせた海域

	一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線 キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線
伊予灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線 四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線
周防灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区 域	期 間	制 限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流	さわらを目的とした操業の禁止

	し網漁業は九月一日から九月二十日まで)	
燧灘	九月一日から九月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。

第50回 瀬戸内海広域漁業調整委員会 議 事 次 第

日 時：令和7年4月30日（水） 13時30分から
場 所：ウェブ会議（Microsoft Teams）

- 1 開 会
- 2 議 題
（1） 会長の互選について
- 3 閉会

瀬戸内海広域漁業調整委員会委員名簿（令和7年4月28日時点）

根拠：漁業法（昭和24年法律第267号）
 定員：14名（互選委員11名 大臣選任委員3名）
 任期：4年 大臣選任委員（第6期）2022. 6. 1～2026. 5. 31
 海区互選委員（第6期）2021. 10. 1～2025. 9. 30

区 分		氏 名	現 職
府 県 互 選 委 員	和歌山県		※ 1
	大阪府	おか 岡 おさむ 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長
	兵庫県	たぬま 田沼 まさお 政男	兵庫県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	岡山県	とよた 豊田 やすひこ 安彦	朝日漁業協同組合 代表理事組合長
	広島県	はままつ 濱松 てるゆき 照行	三原市漁業協同組合 前代表理事組合長
	山口県	みうら 三浦 ただし 忠	山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 副会長
	徳島県	おおやま 大山 のぼる 登	堂浦漁業協同組合 代表理事組合長
	香川県	しまの 嶋野 かつじ 勝路	香川県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	愛媛県		※ 1
	福岡県	たきぐち 瀧口 かつみ 克己	福岡県豊前海区漁業調整委員会 委員
	大分県	ほんじょう 本庄 しん 新	大分県漁業協同組合 専務理事
農 林 水 産 大 臣 選 任 委 員	学 識 経 験 者		※ 2
		わきた 脇田 かずみ 和美	学校法人 東海大学 海洋学部 教授
		くが 久賀 みずほ 保	国立大学法人 鹿児島大学 水産学部 准教授

※ 1 和歌山県及び愛媛県の手海区互選委員については、後日開催される同県海区漁業調整委員会において互選される予定。

※ 2 農林水産大臣選任委員については、今後、選任手続きを実施予定。